

令和6年度笠岡市介護医療院整備事業候補者の選定に関する募集要項 (介護老人保健施設からの転換)

笠岡市では、「笠岡市高齢者福祉推進計画・笠岡市介護保険事業計画《ゲンキプラン21-IX》(令和6年度～令和8年度)」に基づき、必要となる介護保険サービスの提供基盤の整備を図っています。この度、笠岡市内で介護老人保健施設の指定を受けている施設からの転換整備と限定し、公募を実施します。

1. 募集内容

- (1)対象施設 既に開設している介護老人保健施設から介護医療院への転換
- (2)募集枠 1施設(50床)
- (3)募集地域 日常生活圏域における中央圏域及び東圏域

2. 参加資格

本募集に対して申込を行うことができる者は、申込締切日時点において次の要件すべてを満たす者に限ります。なお、選定過程においてこれらの要件を満たさないことが判明した者は、整備事業候補者の選定対象から除外します。

- (1)現在、笠岡市内で介護老人保健施設の指定を受けている者
- (2)市税及び県税の全税目について滞納が無いこと。
- (3)笠岡市暴力団排除条例第2条第1項の1号から3号に定める者及び団体に該当しないこと、また、これらと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4)申込締切日時点において、市の指名停止措置を受けていないこと。また、申込締切日時点において、次のいずれかに該当する法人でないこと。

- ① 法人及び代表者役員(就任予定者含む)が、介護保険法第107条第3項各号に該当するもの
- ② 地方自治法第92条の2及び第142条の兼業禁止規定に抵触するもの
- ③ 法人の代表者が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ④ 代表者役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から3年を経過しないもの

- ⑤ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 3 年を経過しないもの
- ⑥ 会社更生法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしているもの又は申立てをなされているもの。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けたものについては、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをされなかったものとみなす。
- ⑦ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法附則第 2 条による廃止前の和議法第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしているもの
- ⑧ 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしているもの又は申立てをなされているもの。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けたもので、同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定がされたものについては、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをされなかったものとみなす。

3. 転換を行うにあたっての条件

転換にあたっては、次の要件を満たすこと。

- (1) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(省令)や岡山県が定める条例、老人福祉法、介護保険法、各関係法令等を遵守すること。
- (2) 都市計画法、建築基準法、消防法、医療法、その他の関連する法令等を遵守すること。
- (3) 整備予定地が、建築基準法に基づく災害危険区域、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域及び特定都市河川浸水被害対策法に基づく浸水被害防止区域に含まれていないこと。
- (4) 整備予定地が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域や水防法に基づく浸水想定区域等(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、津波浸水想定に定める浸水の区域、津波災害警戒区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域)のいずれかに該当する区域(以下、「災害イエローゾーン」という。)の場合は、想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される整備事業計画となっており、かつ、想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される整備事業計画となっていること。
- (5) 選定後、必要に応じて所管課との事前協議等を行い、速やかに転換整備に着手できること。

- (6)申込みを行った事業者が、指定申請・運営等を直接行うこと。
- (7)本事業の整備及び運営に必要な資力を有しており、長期的に安定した運営が確実にできること。
- (8)原則、令和6年度中に当該整備事業を完了(竣工)し、当該介護医療院の開設許可を受けること。
- (9)「ユニット型」「従来型」のどちらの整備も可能としますが、定員 50 人とすること。
- (10)「ユニット型」の場合、1 ユニットの定員は原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとすること。
- (11)多床室(ただし、1 の療養室の定員は 4 人以下とすること。)も可能としますが、家具、パーテーション、カーテン等の組合せにより、入所者のプライバシーを確保すること。なお、カーテンのみで仕切られているものは不可とする。
- (12)転換に際し、利用者及び利用者家族へ説明を行い、同意を得ること。
- (13)転換後も引き続き利用する利用者については、利用料金等の変更事項について説明し、同意を得ること。
- (14)国又は自治体から補助金を受けて取得した財産について、転用などする場合は財産処分の手続きが必要となる。また取得後 10 年未満で転用などする場合は、補助金の返還が生じる場合がある。財産処分が必要な場合は、介護医療院の開設許可までに財産処分の手続きを行うこと。

4. 提出書類

○整備事業計画ほか

- (1) 整備事業計画申込書(様式1)
- (2) 整備事業計画概要調書(様式2)
- (3) 整備事業計画記載項目(様式3)
- (4) 法規制、住民意向等に関する調書(様式4)
- (5) 資金収支計画書(様式5)
- (6) 借入金償還計画等一覧表(様式6)

○法人に関する資料

- (7) 法人調書(様式7)
- (8) 設置主体の登記簿謄本(全部事項)(発行から3箇月以内のもの)
- (9) 法人の定款(最新のもの)
- (10) 転換を計画する事業所の指定通知書の写し(直近の写しを添付すること。)
- (11) 決算書(直近3期分のもの)
- (12) 法人が納付すべき市税及び県税に係る滞納がないことが分かる証明書(令和3年度以降)

○転換整備に関する資料

- (13) 土地の登記簿謄本(発行から3箇月以内のもの。該当する全ての土地の登記簿謄本を添付すること。)
- (14) 公図(発行から3箇月以内のもの。該当する全ての土地の公図を添付し、該当する土地を蛍光ペン(黄色)で色づけしてください。)
- (15) 建物の登記簿謄本(発行から3箇月以内のもの)
- (16) 配置図
- (17) 平面図
- (18) 立面図
- (19) 各室面積表
- (20) 工程表
- (21) 現況写真
- (22) 土地・建物所有者との合意書(借地又は借家している場合に提出すること。)

○その他の資料

- (23) 介護保険法第107条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書(様式8)
- (24) 笠岡市暴力団排除条例第2条第1号から第3号の規定に非該当及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有していない旨の誓約書(様式9)

※提出書類(添付書類含む)については、目次及び文字等を記入したインデックスを付けA4版縦2穴ファイルに綴り、正本1部、副本(写し)11部を同時に提出してください。カラー印刷の資料については、副本も同様とします。また、ページ番号(通し番号)をつけてください。

※A4版縦2穴ファイルの表紙及び背表紙には「令和6年度介護医療院整備事業計画申込書(法人名)」と記載してください。

※整備事業計画申込書添付資料チェックシートの注意事項に従って各資料を作成し、(1)～(24)の順番で綴じてください。書類はA4版です。ただし、図面はA3版とし、A4サイズに折り込んで(Z折り)ください。

※整備事業計画申込書添付資料チェックシートを正本1部に添付の上で提出してください。

※事前に日時を連絡の上で持参してください。(郵送不可)

5. 申込書受付

(1) 申込書受付日時

令和6年9月13日(金)から令和6年11月15日(金) 9時から16時まで(※土日・祝日を除く)

(2) 申込書受付場所

笠岡市役所健康福祉部長寿支援課(笠岡市中央町1番地1)

(3) 受付に係る留意事項

- ① 受付日時以外は理由の如何に関わらず受付を行いません。また、提出後の書類は、本市が認める場合を除き変更・追加はできません。
- ② 本市が別に期間を定めて行う提出書類の補正に応じられない場合は、応募を辞退したものとして処理します。
- ③ 郵送、電子メール等による受付は行いません。必ず、事前に予約をした上で持参してください。
- ④ 申込書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は失格とします。また、不備があった場合も同様の取扱いとする場合があります。
- ⑤ 申込書類は理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 申込に関する一切の費用は、申込者の負担とします。
- ⑦ 申込書類の著作権は申込者に帰属しますが、選定時において必要な場合には申込書類の内容を市が無償で使用できるものとします。

6. 質疑受付期間

令和6年9月13日(金)から令和6年9月24日(火) 9時から17時まで(※土日・祝日を除く)

質問は下記メールアドレスへ送信してください(電話・FAX・来所による方法での質問にはお答えできません)。様式は別紙の質問票を用い、件名に「介護医療院整備事業に関する質疑(法人名)」を明記し、質問事項を箇条書きにして簡潔にまとめて記載してください。また、メール送信後、送信した旨の連絡を担当者までご一報ください。

※長寿支援課メールアドレス chojushien@city.kasaoka.lg.jp

※期間を過ぎた場合、原則として質問を受けかねますので、ご了承ください。

※質疑内容と回答は、原則市のホームページに掲載いたします。(内容によっては掲載しない場合もあります。)

※回答内容は本募集要項と一体のものとして取り扱いますので、必ず参照してください。

7. 選定について

(1) 審査・選定方法

次項の審査項目に基づき、書面審査及び笠岡市公的介護施設等事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)によるヒアリング(プレゼンテーション審査)を実施します。ヒアリングの日時等詳細については文書で通知します。

(2) 審査項目について

選定にあたっては、本募集要項、各関係法令に定める事項を満たす内容であることを前提とした上で、以下の審査項目に沿って審査し、点数評価します。なお、審査項目に対する提案内容については、履行責任を負うものとします。

① 書面審査(60点)

審査項目・着眼点については、以下のとおり。

No	審査項目	着 眼 点	
1	法人体制 組織運営	資格要件, 事業・経営理念	資格, 事業・経営理念, 介護保険事業計画との整合性
		経営状況	安定性, 継続性, 収益性, 効率性
		コンプライアンス・個人情報保護	コンプライアンス, 個人情報保護
2	事業運営	運営	運営方針, 研修や資質向上, 資金計画, 収支予算
		サービスの質の確保	利用者等からの意見の反映, 重度化や終末期に向けた対応体制
		利用者の安全管理に関する取組み	災害時・事故発生時の対応, 衛生管理・感染症対策, 医療機関連携・協力
3	地域との連携	地域の関係機関及び地域住民との連携・協力	
4	その他	利用者の視点に立った建物設計・設備, 指導監査, 現利用者の引継と具体的な施策, 近隣住民等への説明, 書類の作成等	

②プレゼンテーション審査(40点)

審査項目・ポイントについては、以下のとおり。

No	審査項目	ポイント
1	プレゼンテーション全般	自らの法人に関する経営理念、事業運営に関する動機・方針等を理論的かつ明確に説明できているか。
2	笠岡市の介護保険事業の現状と課題の理解	笠岡市の介護保険事業における現状と課題について、認識しているか。また、その課題解決について、何らかの考えを持っているか。
3	地域包括ケアシステムに関する理解	地域包括ケアシステムについて、理解しているか。また、その中で、本事業がどのような位置付けと考えているか。
4	人材の確保や職員の離職防止のための対策	人材の確保や職員の離職防止について、具体的にどのような取り組みをしてきたのか。しようと考えているのか。
5	高齢者虐待防止、身体的拘束廃止に向けた取り組み	高齢者虐待防止、身体的拘束廃止について、具体的にどのような取り組みをしてきたのか。しようと考えているのか。
6	地域貢献	地域貢献について、具体的にどのような取り組みをしてきたか。しようと考えているのか。

(3) 整備事業候補者の決定

- ① 書面審査及びプレゼンテーション審査の結果等を踏まえ、選定委員会において各審査項目の評価得点が最も高い整備事業計画を採択します。ただし、最高得点者であっても、基準点(満点の6割)に満たない場合など、評価内容が一定の基準を満たしていない場合は、原則として整備事業候補者として選定しません。
- ② 合計評価得点が同点の事業者が複数ある場合は、くじにより順位を決めます。
- ③ 整備事業候補者として決定した後に辞退する等により、整備できないと市が判断した場合は、基準点を上回っている次点であった事業者と協議を行います。
- ④ 本申込書を受付けたすべての事業者にも文書で選定結果を通知します。事前の問い合わせには応じられません。なお、選定された整備事業候補者名を市ホームページに掲載します。選定結果は最終的なものを公表し、審査の結果は公表しません。

(4) 留意事項

- ① 申込事業者は、本件申込についての選定委員会への接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格とすることがあります。また、選定の働きかけを行うなどの目的のために、申込事業者又はその関係者が直接又は間接的に市職員に接触を図った場合においても同様とします。
- ② 提出のあった申込書類一式については、情報公開による開示請求等があった場合、笠岡市情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。

8. 転換整備に関する補助金について

本事業が岡山県の補助事業として採択された場合に限り、介護施設等の施設開設準備経費等が補助対象(笠岡市地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分))となります。

その場合、契約方法等、県及び市からの指導があるため、補助を希望される場合は、整備事業候補者の決定後、別途長寿支援課と協議してください。

なお、岡山県の補助事業として採択されない場合でも、市の単独助成は行いません。また、整備事業候補者として選定されたとしても、その時点で当該補助が確定するわけではないことに留意してください。

9. その他

- (1) 市で決定した整備事業候補者のみ岡山県へ事前協議、許可申請を提出できます。
- (2) 一つの事業者が応募できる本公募対象の計画は1計画に限ります。
- (3) 整備事業候補者の採択の可否にかかわらず、事業者が応募に要した費用等は事業者が負担することとします。
- (4) 整備事業計画の中止や選定されなかったことによる一切の損害等については、笠岡市が責任を負うものではありません。
- (5) 市長は、選定された整備事業候補者において、この募集要項に記載する事項について、重大な違背行為があったと認める時は、決定について取り消すことができるとともに、次回の応募資格を失うものとします。なお、取り消した場合には、次点の事業者を繰り上げて決定することがあります。
- (6) 整備事業候補者に決定された後に整備事業候補者の責めに帰すべき理由により辞退があった場合は、次回の応募資格を失うものとします。
- (7) 申込書類の正本に原本の写しを提出する場合には、代表者名で原本証明を必ずしてください。
- (8) 今回の申込にあたって提出した提案内容について、整備事業候補者として決定後に変更することは原則として認めませんので、計画内容を十分精査のうえ申込してください。

- (9) 整備事業候補者の決定は、介護保険法上の指定を確約したものではありません。基準省令等に該当しない場合は、指定が行われないこととなります。
- (10) 申込に必要な書類に不足・不備等ある場合は、受付することができませんので、提出の前に再確認をお願いします。
- (11) 必要に応じて、書類の提出及び記載内容の確認を求めることがあります。
- (12) 他の申込者の計画の内容に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず一切応じません。
- (13) 書類提出後に辞退をする場合は、その事由を書面(任意様式)で提出してください。
- (14) 申込みの際の提出書類・ヒアリングの内容等、選定に係る内容で不正や虚偽の内容があった場合、又は事実と著しい相違があると認められる場合、法令違反が明らかになった場合は整備事業候補者としての決定を取り消すものとします。
- (15) 整備事業候補者として決定した場合は提案内容やヒアリングの内容等に基づき誠実に履行してください。
- (16) 事前に近隣住民に対して整備に関する説明を行ってください。整備を円滑に進めるためには、整備することが確定した段階で、引き続き地元の理解を得るよう努めてください。
- (17) 整備予定地が、災害イエローゾーンに該当する場合は、追加で資料の提出を求める場合があります。
- (18) 整備事業候補者として決定した後に、他の事業者へ権利譲渡することは認められません。

10. スケジュール

項目	スケジュール
申込書受付開始	令和6年9月 13 日(金) 9時から
質疑受付期間	令和6年9月 13 日(金)から9月 24 日(火) 9時から 17 時まで(※土日・祝日を除く)
回答期限	令和6年 10 月 7 日(月)
申請書受付締め切り	令和6年 11 月 15 日(金) 16 時まで
選定の実施(書面審査・ヒアリング)	令和6年 12 月中旬(予定)
選定結果の通知	令和6年 12 月下旬(予定)

【主な関係法令等】

- ・介護保険法(平成9年法律第123号)
- ・介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
- ・介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
- ・介護保険法に基づく介護医療院の人員, 施設及び設備並びに運営の基準等を定める条例(平成30年岡山県条例第46号)
- ・介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員, 設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年岡山県条例第62号)
- ・介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例(平成24年岡山県条例第65号)
- ・介護医療院の人員, 施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生省令第5号)
- ・指定居宅サービス等の事業の人員, 設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)
- ・指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)
- ・医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)
- ・介護保険法に基づき条例で規定された介護医療院の人員, 施設及び設備並びに運営の基準について(令和3年指第51号)
- ・介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等について(令和3年指第47号)
- ・厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)
- ・厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)
- ・厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)
- ・厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)
- ・厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成12年厚生省告示第29号)
- ・介護医療院の人員, 施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成12年3月17日付け老老発0322第1号)
- ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日付け老企第25号)

【問合せ先】

笠岡市健康福祉部長寿支援課（担当：藤井祐，清水）

〒714-8601 笠岡市中央町1番地の1

（TEL：0865-69-2139 FAX：0865-69-2180）

メール：chojushien@city.kasaoka.lg.jp